

福祉教育 常任委員会

11月議会臨時会
付託案件 1件

12月議会定例会
付託案件 4件

11月議会臨時会

議案第86号

今回の条例改正は、小学生及び中学生の通院に係る医療費を福祉医療費の助成対象とするものです。毎年1月1日から12月31日の期間において通院医療費の自己負担額が5万円を超えた場合に、その超えた額を助成するため、所要の改正を行うものです。

問 助成の対象額を通院医療費の自己負担額が5万円を超えた額とした根拠については。
答 通常の医療機関に係る場合、医療費や薬代が3千円から4千円かかり、定期的に通院しなければならぬ場合

合は5万円ほどかかるため、5万円を超えて複数の病院にかかる人などに助成をするものです。
問 市民への周知徹底について
答 広報こなん以外に徹底するための手段は、小学校、中学校へチラシを配布します。県内の医療機関にもチラシを配布します。

からの要望も強いことから、優先順位を上げた対応です。市長がふれられていないのは、提案理由にそぐわないことからだと思います。
問 1月1日から1年間というところで、会計年度と異なる理由は。
答 1月実施については、国民健康保険団体連合会とも協議し、できるだけ早く実施したいとのことからです。

問 財源措置について
答 経費は償還払いなので1月から3月末までの3か月間、臨時職員の人件費、医療費、事務的経費を合わせて、1500万円ほどを予定しています。財源については、予算組み替え、消費税分の交付金などで何とか賄えます。

問 今回の議案提案について、市長は議会が決議を上げたことについて一言も触れていないのはなぜですか。
答 市長との協議では、議会も決議され、市民

からの要望も強いことから、優先順位を上げた対応です。市長がふれられていないのは、提案理由にそぐわないことからだと思います。
問 1月1日から1年間というところで、会計年度と異なる理由は。
答 1月実施については、国民健康保険団体連合会とも協議し、できるだけ早く実施したいとのことからです。

12月議会定例会

議案第90号

令和2年3月31日をもって雨山市民プールを廃止する条例改正です。昭和63年に開設し、施設の老朽化が進み利用者の安全確保ができない状況、監視員の成り手もないとの説明でした。

問 以前の福祉教育常任委員会での説明は。
答 プールの休止について議論され、老朽化による利用者の安全が

図れない点についての休止は、致し方ないというご意見と代替案の質疑に対して、中学校のプールの開放、十二坊温泉ゆららの子ども用プール、民間のプールなどを検討していると説明をしました。
問 代替案は来年の夏に間に合いますか。
答 条件を整えば、総合的に判断をしていくが、令和2年の夏までに判断することは困難です。

免除等の判断も市が行います。

全員賛成で可決

議案第92号

消費税率引き上げによる低所得者の介護保険料軽減が来年度から実施されます。所得段階が第1段階から第3段階の介護保険料の額について所要の改正を行う。また普通徴収に係る保険料の納付の第1期を4月から6月に改正し、納付回数を12期から10期に改正するものです。

問 保険料の年額は減額だが、納付回数が増えることにより、1期の支払額が増えることの周知は。
答 広報2月号に掲載し該当する対象の方に個人通知を出します。

全員賛成で可決

議案第91号

災害弔慰金の支給条例の、自然災害による災害を受けた世帯主に對して貸付けの償還金の支払猶予、償還免除の報告等、一時償還および違約金について、所要の改正を行うものです。

問 国、県、市どこの貸し付けるのですか。
答 上位法による市の条例改正であるため、貸付けの判断も猶予や

免除等の判断も市が行います。

づく減額基準において、社会福祉法人が、社会福祉事業を行う目的で市の有する土地を使用して施設等を設置する場合、財産使用料の年額4分の3を減額すると規定している。

今回、民間移管する残りの1園水戸保育園は、株式会社に移管するため、他の社会福祉法人と同様に、相手方の移管事業者、土地の評価額に100分の5を乗じて得た額から当該額に4分の3を乗じて得た額が減免額とするものです。

問 水戸保育園の減免額はいくらですか。
答 年額152万7899円が減額後の貸付金額で、現在の評価額で458万3699円が減免となります。

問 減免貸付期間が20年になった理由は。
答 今後、水戸保育園は建替えをされるので、最低20年間は運営をしてもらいたいです。

全員賛成で可決

全員賛成で可決